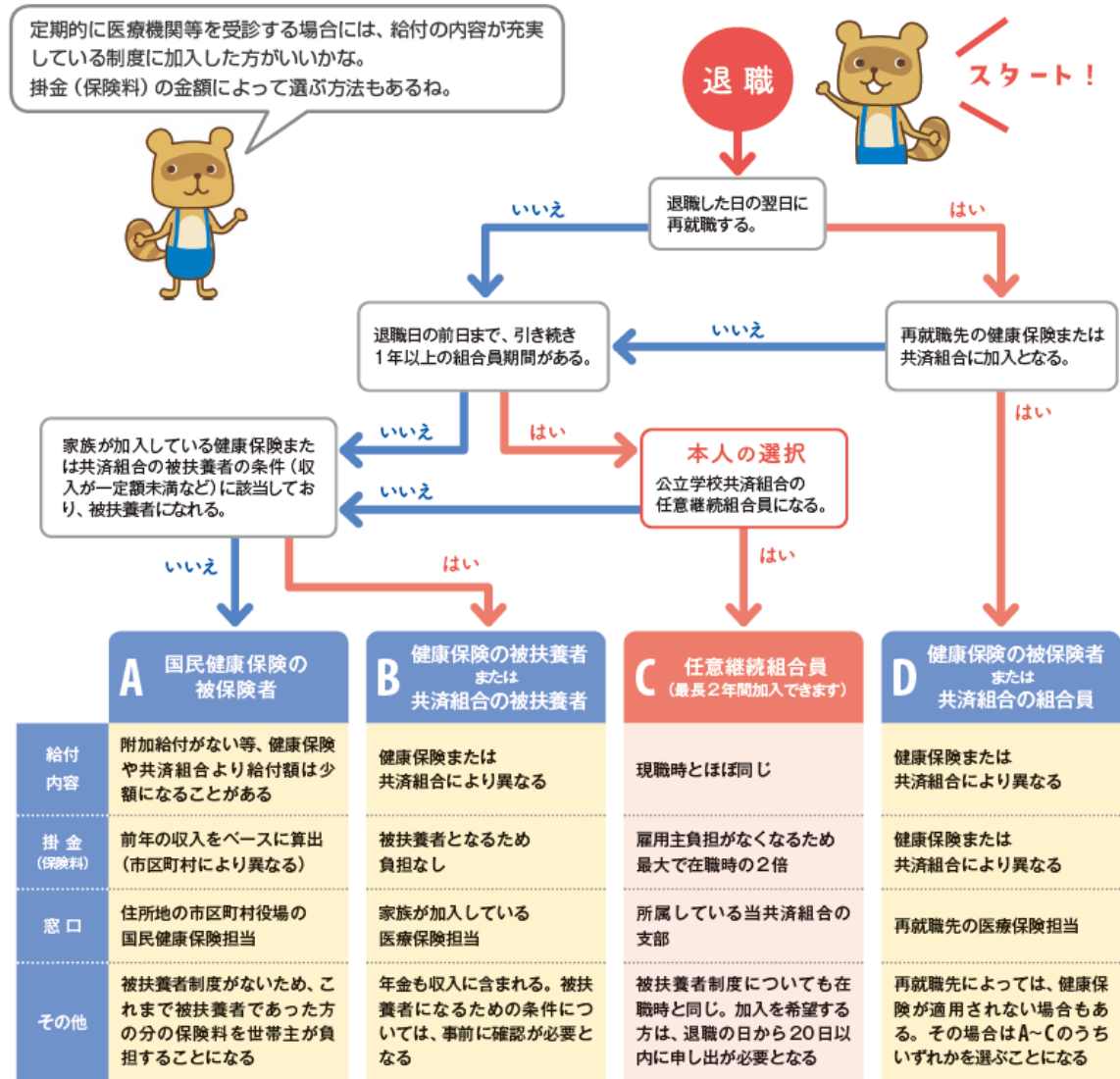


退職後の医療保険について

どの公的医療保険に加入すればいいか

再就職の有無や勤務状況によって異なります。再就職し、勤務先の健康保険等に加入する場合を除き、それぞれの要件を満たしている場合には、3つの選択肢が考えられます。

それぞれの特徴を見極め、ご自身に合った制度を選んで、加入手続きを行ってください。



在職中の組合員証や被扶養者証等はどうすればいいか

在職中の組合員証や被扶養者証等は、退職日の翌日から使用できなくなりますので、退職時に所属所へ返却してください。

退職した日の翌日以降に、組合員証や被扶養者証等を使用して医療機関等を受診した場合、当共済組合が医療機関等に支払った医療費等を返還していただくことになりますので、ご注意ください。

※組合員証や被扶養者証等とは、「組合員証」、「被扶養者証」、「限度額適用認定証」、「限度額適用・標準負担額減額認定証」、「特定疾病療養受領証」、「高齢受給者証」などを指します。

任意継続組合員の加入等について

1 任意継続組合員に加入できる条件

- ・退職日までの引き続く組合員期間が、1年と1日以上あること。
- ・退職日から20日以内に、加入申出書の提出及び掛金を納入すること。

2 提出いただく書類

「任意継続組合員資格取得申出書」

※退職時の被扶養者は、申出書に記入のみで継続認定が可能です。
新規認定を希望される場合は、共済組合へお問い合わせください。
申出書は、退職前に提出していただいても構いません。

3 掛金の支払方法（※月払いの選択はありません。）

申出書が当共済組合に届き次第、選択された支払方法による掛金の振込用紙を送付いたします。

- ・【前納】年度末までの月数分の掛金をまとめて支払う。
（例：5月31日退職の場合、6～翌年3月分を6月19日までに支払う。）
- ・【半年前納】前期4～9月、10～翌年3月分ずつまとめて支払う。
（例：5月31日退職の場合、6～9月分を6月19日までに、10～翌年3月分を9月に支払う。）
- ・【__か月】数か月（6か月未満）分のみまとめて支払う。
（就職等により任意継続組合員加入期間が、加入時から決まっている場合のみ選択可能です。）

4 掛金の支払期限

退職日から20日以内。

期限内に掛金の振込用紙が届かないような場合は、必ず当支部までご連絡ください。

期限を過ぎた支払いは、天災地変等の理由でなければ認められませんので、任意継続組合員の加入資格がなくなります。（知らなかった、忘れていた、振込用紙が届かなかったなどは、認められません。）

5 掛金額について（掛金率及び上限額は年度ごとに変動する可能性があります。）

〈令和6年度の1か月分の掛金額（目安）〉

- ・1か月分の短期掛金：退職時の標準報酬月額 × 93.2/1000（1か月分上限：35,416円）
 - ・1か月分の介護掛金：退職時の標準報酬月額 × 15.92/1000（1か月分上限：6,049円）
- ※介護掛金は、40歳以上65歳未満のみ徴収

[退職時の標準報酬月額が380,000円を超えるときは、380,000円で計算します。]

上記3のとおり、掛金は年度末分まで又は9月分までをまとめて支払っていただくこととなりますので、算出した1か月分の掛金額に、まとめ払い月数を掛けてください。（前納は、実際には少しですが安くなります。）

申出書が当共済組合に届き次第、選択された支払方法による掛金の振込用紙を送付いたします。

6 任意継続組合員証等（保険証）の交付について

掛金のお支払いが共済組合で確認できましたら、一週間以内に普通郵便で自宅に送付いたします。

簡易書留等を希望される場合は、上記2の申出書に、必要分の切手を貼り付けた返信用封筒をあわせて送付してください。

任意継続組合員加入後について

1 次に該当する場合は、当支部までご連絡ください。

- ・任意継続組合員証等を紛失した。
- ・住所等登録情報に変更が生じた。
- ・被扶養者の認定または取消が生じた。
- ・限度額適用認定証等が欲しい。
- ・給付に必要な請求書等が欲しい。

など

2 任意継続組合員の脱退

次のいずれかに該当する場合、任意継続組合員の資格を喪失します。

- ① 任意継続組合員となった日から2年を経過したとき（期間満了）
- ② 死亡したとき
- ③ 期日までに任意継続掛金の払込みがなかったとき
- ④ 就職等により他の健康保険に加入したとき
- ⑤ 国民健康保険加入又は家族の加入する健康保険の被扶養者となる時

※①～③は該当する日の翌日、④は該当する日が資格喪失日となります。

⑤は月途中での喪失ができないため、申し出のあった月の翌月1日が資格喪失日となります。

※掛金の前納期間を経過する前に資格喪失された場合、未経過期間に係る掛金は還付します。

退職後も受けられる給付について

一定の要件を満たすことで、退職後も当共済組合から受けることのできる給付金があります。

なお、退職後に他の共済組合の組合員資格や健康保険の被保険者資格を取得し、同一事由により給付を受けるときは、当共済組合からは給付されませんので、ご注意ください。

給付名	給付要件
傷病手当金 ^(注1)	・1年以上組合員期間があり、傷病手当金の給付期間中に退職し、引き続いて労務に服することができないとき ・1年以上組合員期間があり、傷病手当金を受ける要件を満たしていたが、報酬との調整などで傷病手当金を受けないで退職し、引き続いて労務に服することができないとき
出産費	・1年以上組合員期間があり、退職後6カ月以内に出産したとき ・任意継続組合員の資格を取得後、任意継続組合員期間中に出産したとき ・任意継続組合員の資格を喪失後、6カ月以内に出産したとき
出産手当金 ^(注2)	・1年以上組合員期間があり、出産手当金の給付期間中に退職したとき ・1年以上組合員期間があり、出産手当金を受ける要件を満たしていたが、報酬との調整などで出産手当金を受けないで退職したとき
埋葬料	・退職後、3カ月以内に死亡したとき ・任意継続組合員の資格を取得後、任意継続組合員期間中に死亡したとき ・任意継続組合員の資格を喪失後、3カ月以内に死亡したとき

(注1) 支給期間(同一傷病について最大1年6カ月[結核性の病気の場合は3年])が残っている場合に給付されます。

(注2) 支給期間(出産の日以前42日[多胎妊娠は98日]から出産の日後56日)が残っている場合に給付されます。

任意継続組合員が受けることができる短期給付

<病気・負傷のとき>

発生事由	給付内容
<p>保険医療機関等で治療を受けたとき</p>	<p>組合員及び被扶養者が病気や負傷等で保険医療機関等を受診する際、任意継続組合員証等を提示することで、下記の支給額が現物給付（当共済組合が医療機関等に支払う）となる。</p> <p>【項目名】療養の給付・家族療養の給付</p> <p>【支給額】・小学校就学前まで →療養に要する費用の80/100</p> <p>・小学校就学後から70歳未満 →療養に要する費用の70/100</p> <p>・70歳以上75歳未満（高齢受給者） →療養に要する費用の80/100（現役並所得者は70/100）</p> <p>【請求手続】 保険医療機関等で任意継続組合員証を提示</p>
<p>医療機関等での負担が高額となるとき</p>	<p>【項目名】 高額療養費</p> <p>【支給額】 70歳未満</p> <p>①医療機関等からの医療費の請求書（レセプト）単位 ・掛金の標準となる報酬月額が28万円以上53万円未満の場合 →自己負担額－80,100＋（総医療費－267,000）×1%</p> <p>・掛金の標準となる報酬月額が28万円未満の場合 →自己負担額－57,600円</p> <p>②過去12か月に3回以上高額療養費の支給を受けたとき →自己負担額－44,400円</p> <p>③同一世帯で1か月に21,000円以上の自己負担が複数あった場合、それぞれの医療費を合算し、①または②にあてはめて算出した額</p> <p>④血友病又は人工透析を必要とする慢性腎不全で、当共済組合へ申請し認定された場合 →自己負担額－10,000円 （医療機関等での支払が1か月10,000円までとなる）</p> <p>70歳以上75歳未満（高齢受給者）</p> <p>3割負担の場合、 70歳未満の28万円以上53万円未満と同じ</p> <p>2割負担の場合、 外来（個人単位）→自己負担額－18,000円 外来＋入院（世帯単位）→自己負担額－57,600円 組合員非課税の場合は、低所得該当になり、上記とは異なります。</p> <p>【請求手続】 不要（自動給付） ただし、④は「特定疾病療養受療証」の提示により現物給付 なお、限度額適用認定証の提示により①で計算した高額療養費が現物給付になる</p>
<p>1か月の窓口負担が25,000円を超えたとき</p>	<p>【項目名】 一部負担金払戻金・家族療養費附加金</p> <p>【支給額】 医療機関からの請求書（レセプト）により算出した受診者負担額から、25,000円を控除した額（100円未満切り捨て）</p> <p>【請求手続】 不要（自動給付）</p>

緊急等で組合員証等を使用できなかったとき (共済組合がやむを得ないと認めたとき等) 〔下記①～④〕	【項目名】療養費・家族療養費 【請求手続】請求書類を送付しますので、当支部までご連絡ください。
①一般医療を受けたとき (組合員証等を提示せず医療機関を受診し、医療費を全額負担したとき等) ②コルセット等治療用装具を購入し装着したとき ③はり、きゅう、マッサージを受けたとき	【支給額】当共済組合で算出した医療費及び経費等の、次に相当する額 ・小学校就学前まで →療養に要する費用の80/100 ・小学校就学後から70歳未満 →療養に要する費用の70/100 ・70歳以上75歳未満(高齢受給者) →療養に要する費用の80/100 (現役並所得者は70/100)
④生血を求めたとき (保存血が得られないか、必要があった生血を求めた場合)	【支給額】生血の費用(療養費の支給基準による額)
治療上必要であり、医師の指示により移送されたとき (緊急その他やむを得ないと認められたものに限る)	【項目名】移送費・家族移送費 【支給額】移送料(移送に要した費用) 【請求手続】当共済組合にお問い合わせください。 支給要件に該当する場合は、請求書類を送付します。

◎ 請求手続きが自動給付となっているものは、任意継続組合員加入時に登録された個人口座に振り込みます。

レセプトとは、医療機関等が当共済組合に医療費を請求するための、1か月ごとの受診者別明細書のことです。

<その他の給付> ◎請求手続きが必要ですので、当共済組合までご連絡ください。

発生事由	給付内容
退職の際、傷病手当金を受けていたとき 又は、 傷病手当金を受ける要件を満たしていたが、受給せずに退職し、なお引き続いて労務に服せない状態であるとき	【項目名】傷病手当金 【支給額】傷病手当金支給開始日の属する月以前の直近の継続した12月間の標準報酬月額 $\times 1/22 \times 2/3 \times$ 日数平均額 (支給期間：最長1年6か月間) (注) 年金等を受け取ることができる場合、傷病手当金は支給されませんが、年金等の額が傷病手当金の額より少ないときは、傷病手当金の支給額を調整して支給されます。
任意継続組合員又は被扶養者が出産したとき	【項目名】出産費・家族出産費 【支給額】500,000円 (産科医療補償制度対象外の出産は488,000円) 【請求手続】請求書類を送付しますので、当共済組合までご連絡ください。
	【項目名】出産費附加金・家族出産費附加金 【支給額】50,000円

退職の際、出産手当金を受ける要件を満たしていたが、給料支給との調整により出産手当金を受けずに退職したとき	【項目名】 出産手当金 【支給額】 出産手当金支給開始日の属する月以前の直近の継続した12月間の標準報酬月額 $\times 1/22 \times 2/3 \times \text{日数}$ (支給期間：出産の日以前42日以内、出産の日後56日以内)
任意継続組合員又は被扶養者が死亡したとき	【項目名】 埋葬料・家族埋葬料 【支給額】 50,000円
	【項目名】 埋葬料附加金・家族埋葬料附加金 【支給額】 25,000円
非常災害により任意継続組合員が死亡したとき	【項目名】 弔慰金 【支給額】 「掛金の標準となった標準月額」
非常災害により、認定されている被扶養者が死亡したとき	【項目名】 家族弔慰金 【支給額】 「掛金の標準となった標準月額」 $\times 70/100$
非常災害により任意継続組合員の住居又は家財に一定の損害を受けたとき	【項目名】 災害見舞金 【支給額】 「掛金の標準となった標準月額」 \times 「損害の程度に応じて定められた月数」 (最高3月分、最低0.5月分)

交通事故等（第三者加害行為）にあつたとき

交通事故などの加害者（第三者）の行為により怪我をしたときの治療費は、原則として組合員証等を使用することができません。

しかし、医療機関等での支払いが困難な場合には、組合員証等を使用することができます。

その場合には、必ず当支部へ事前に連絡・相談のうえ、速やかに事故報告書の提出が必要です。

また、組合員証等を使用しない場合でも、当支部への連絡と事故報告書の一部の提出が必要です。

なお、組合員証等を使用した場合、共済組合の立て替えた治療費の損害賠償請求権を放棄する内容の示談を結ぶことや、事故報告書の提出をなされない場合は、治療費を返還していただくことになりますのでご注意ください。

交通事故等（第三者加害行為）に遭つたときの留意事項

- 1 小さな事故でも必ず警察に届ける。
- 2 相手の確認（氏名、連絡先、相手の自賠責保険、任意保険の保険会社名、契約者、保険証書番号）
目撃者の確保（氏名、連絡先等々）
- 3 示談は急がず慎重に！
- 4 共済組合に必ず連絡してください。（自損事故や相手が不明でも必ず連絡）
- 5 たいしたケガでないと思っても必ず医師の診察を受ける。（後日、症状が出る場合もあります。）